

事後評価結果（令和2年度）

担当課：東北地方整備局 道路計画第一課
 担当課長名：田中 洋介

事業名	一般国道121号 会津縦貫北道路	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 東北地方整備局
起終点	自：福島県喜多方市関柴町 至：福島県会津若松市高野町	延長	13.1km		

事業概要

一般国道121号は、山形県米沢市から栃木県芳賀郡益子町に至る約283.8kmの主要な幹線道路である。
 会津縦貫北道路は地域高規格道路であり、福島県喜多方市から会津若松市に至る延長13.1kmの自動車専用道路である。

事業の目的・必要性

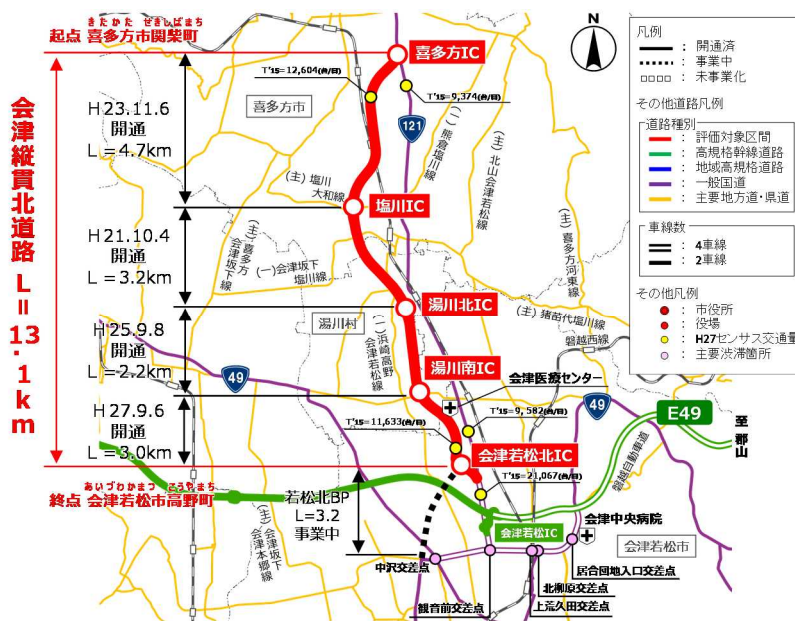
会津縦貫北道路は、会津北部地域における縦軸を強化し、地域間交流の促進、都市や産業、観光資源などを有機的に結び、圏域全体として集積規模の拡大を図るため、さらには移動時間などの交流条件の格差を是正することを目的とした国道121号のバイパス事業である。

事業概要図

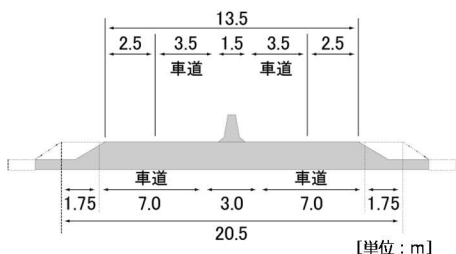
【位置図】



【事業概要】



【標準横断面図】



事業の 効果 等	事業期間	事業化 都市計画決定	平成9年度	用地着手 工事着手	平成11年度 平成14年度	供用年 (暫定/完成)	(当初) - / R2 (実績) H27 / -	変動	- 倍
	事業費	計画時 (暫定/完成)	(名目値) - / 410億円 (実質値) - / 594億円	実績 (暫定/完成)	(名目値) 360 / 一億円 (実質値) 355 / 一億円			変動	- 倍
	交通量 (当該路線)	計画時 (暫定/完成)	(H18) - / 9,800~22,900台/日	実績 (暫定/完成)	(R2) 13,300 / 一台/日			変動	- %
	旅行速度向上 (供用前→供用後)		41.2km/h → 69.6km/h (供用前年次)H17年度 (供用後年次)R1年度	交通事故減少 (供用前現道→供用後現道)			60件/年 → 19件/年 (H17-H20) (H27-H30)		

費用対効果 分析結果 (再評価)	B/C	総費用	370億円	総便益	1,704億円	基準年
	4.6	事業費： 維持管理費：	358億円 12億円	走行時間短縮便益： 走行経費減少便益： 交通事故減少便益：	1,524億円 128億円 53億円	平成18年
費用対効果 分析結果 (事後)	B/C	総費用	625億円	総便益	729億円	基準年
	1.2	事業費： 維持管理費：	546億円 79億円	走行時間短縮便益： 走行経費減少便益： 交通事故減少便益：	648億円 46億円 35億円	令和2年
事業遅延によるコスト増		費用増加額	—	便益減少額	—	
事業遅延の理由						
・特になし						
客観的評価指標に対応する事後評価項目						
<p>①当該路線が隣接した日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市役所～会津若松市役所の所要時間整備前：39分→整備後：37分 <p>②主要な観光地へのアクセス向上による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会津若松IC～喜多方市街地の所要時間整備前：26分→整備後：22分 ・年間観光入り込み数整備前（H23（東日本大震災後））：187万人→整備後（R1）：236万人 <p>③三次医療施設へのアクセス向上の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市役所～会津中央病院の所要時間整備前：24分→整備後：21分 <p>④現道等における安全性向上の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象区間の現道における死傷事故件数整備前（H17～20）：60件/4年→整備後（H27～30）：19件/4年 <p style="text-align: right;">他6項目に該当</p>						
その他評価すべきと判断した項目						
・特になし						
事業による 環境変化	環境影響評価に対応する項目					
	・特になし					
その他評価すべきと判断した項目						
・特になし						
事業評価監視委員会の意見						
・「今後の事後評価及び改善措置の必要性はないが、社会状況等の変化に応じて完成形の整備を検討する。」という対応方針（案）は妥当である。						
事業を巡る社会経済情勢等の変化						
<ul style="list-style-type: none"> ・若松北バイパス事業化平成28年4月 ・若松西バイパス開通平成31年3月 						
今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性						
・事業の目的に対する効果を概ね発現しており、現時点では今後の事後評価及び改善措置の必要性はないが、社会状況等の変化に応じて完成形の整備を検討する。						
計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性						
・当該事業の整備目的について、効果発現を確認出来ており、事業評価手法の見直しの必要はない。						
その他特記事項						
・特になし						

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。